

三重県手数料条例

平成十二年三月二十四日
三重県条例第四号

三重県手数料条例をここに公布します。

三重県手数料条例

(趣旨)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定に基づき、県の事務で特定の者のためにするものについては、別に条例で定めるもののほか、この条例の定めるところにより手数料を徴収するものとする。

(手数料の名称、金額等)

第二条 前条の規定により手数料を徴収する事務、手数料の名称及び金額は、別表第一のとおりとする。この場合において、当該手数料の金額は、当該各項に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては一件につき、それぞれ当該各項に掲げる額とする。

2 手数料の金額について最高又は最低の範囲を定めたものは、規則においてその額を定める。

3 別表第二十の上欄に掲げる事務について中欄に掲げる手数料は、それぞれ同表の下欄に掲げる機関の定めるところにより、当該機関に納付するものとし、納付された手数料は当該機関の収入とする。

(手数料の納付時期、方法)

第三条 手数料は、申請の際に三重県証紙条例（昭和四十年三重県条例第十二号）に定める方法により納付するものとする。ただし、事務の性質上これによることができないものとして規則で定めるものについては、この限りでない。

(手数料の不還付)

第四条 既に納付された手数料は、還付しない。ただし、事務の性質上理由がある場合には、この限りでない。

(他の条例との関係)

第五条 この条例に定めるもののほか、三重県公債権の徴収に関する条例（昭和三十九年三重県条例第十三号）に定める事項については、その定めるところによる。

(委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

別表第一（第二条関係）

項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額
二百三十一	農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第一項の規定に基づく登録の申請に対する審査（同項第一号の区分に係るものに限る。）	農産物検査機関登録手数料（品位等検査）	十五万円
二百三十二	農産物検査法第十七条第一項の規定に基づく登録の申請に対する審査（同項第二号の区分に係るものに限る。）	農産物検査機関登録手数料（成分検査）	十五万円
二百三十三	農産物検査法第十八条第三項において準用する同法第十七条第一項の規定に基づく登録の更新の申請に対する審査（同項第一号の区分に係るものに限る。）	農産物検査機関登録更新手数料（品位等検査）	一万円
二百三十四	農産物検査法第十八条第三項において準用する同法第十七条第一項の規定に基づく登録の更新の申請に対する審査（同項第二号の区分に係るものに限る。）	農産物検査機関登録更新手数料（成分検査）	一万円
二百三十五	農産物検査法第十九条第二項の規定に基づく変更登録の申請に対する審査（同法第十七条第四項第三号の農産物の種類の増加に係るものに限る。）	農産物検査機関変更登録手数料（種類の増加）	三万円
二百三十六	農産物検査法第十九条第二項の規定に基づく変更登録の申請に対する審査（同法第十七条第四項第四号の登録の区分の増加に係るものに限る。）	農産物検査機関変更登録手数料（区分の増加）	十五万円